

府政防1254号  
令和2年6月12日

## 災害警戒時に来客や従業員の安全確保を第一に優先する企業の対応の推進について

令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）及び平成30年台風第21号等、近年、災害が頻発化、激甚化しており、災害から国民の安全を確保する対策を強化することは喫緊の課題です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じている中ではありますが、国民一人ひとりはもとより、企業等を含めた社会の構成員全員が、風水害が多い出水期を前に、改めて、身の回りの災害リスク、とるべき行動などを認識し、備えることが必要です。

令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風の際には、多くの鉄道事業者が、あらかじめ運休等を告知する計画運休を行いました。こうした動きや防災情報等を踏まえ、

- ・来客の安全確保のための店舗の閉店時間の繰り上げ、休業
  - ・従業員の安全確保のためのテレワークの実施、自宅待機要請、台風の接近見込みに基づく時差出勤及び早期退勤、工場や事業所の休業
- などの対応を行った企業もありました。

災害警戒時には、企業は、来客や従業員の安全確保を最優先し対応することが重要であり、こうした対応がひいては企業の信用、事業継続等にも良い影響を与えるとの認識を社会に広め、定着させていくことが大切です。また、そうして社会全体への被害を最小限に抑えることが、地域さらには我が国全体の経済の安定にもつながります。

このため、令和2年の出水期を迎えるに当たり、貴団体会員企業におかれでは、来客や従業員の安全確保を最優先して以下のとおり実情に応じた適切な対応を講じていただけるよう、御協力をお願ひいたします。

- ・平常時においては、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時にとるべき行動、行動のタイミング等の確認
- ・災害が予想されるときにおいては、防災情報に基づき、甚大な災害発生の危険や海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が想定される際の店舗や事業所等の計画休業、テレワーク実施の早期決定
- ・実際に災害発生の危険性が高まったときにおいては、従業員の早期退勤や、かえって帰宅による危険性が高い場合には帰宅を抑制するための従業員の待機・受入れ 等

また、新型コロナウイルス感染症の現下の状況において、大規模自然災害が発生し、自治体が避難所を開設する場合、十分なスペースの確保を図るため、可能な限り多くの避難所の開設、ホテル・旅館等の活用の検討などを自治体にお願いして参りました。各

省庁や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所等についても、地元自治体への貸出の協力についてお願ひしているところです。

貴団体会員企業におかれましても、所有する研修所、宿泊施設、体育館等の施設について、避難所として貸出いただけるか御検討いただき、差し支えなければ、その旨地元自治体にお申し出いただきますよう、併せて御協力をお願ひいたします。なお、別途、関係省庁からも依頼をすると聞いておりますので、御承知置きください。

内閣府特命担当大臣（防災）

武田 駿也

日本経済団体連合会会長

中西 宏明 様